

2023 年 8 月 7 日

日本化粧品工業会会員各位

日本化粧品工業会事務局

ASEAN 諸国向け GMP 証明書申請時の社名等英名登録について（お願い）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、ASEAN 諸国向け GMP 証明書の申請時には、ASEAN 諸国当局からの要請により、平成 20 年 2 月 12 日付日本化粧品工業連合会事務局発出文書「社名の英名の登録について（お願い）」に基づき社名等の英名登録をお願いしてきたところですが、日本化粧品工業会が発給する ASEAN 諸国向け GMP 証明書の申請においても、引き続き、下記のとおり社名等の英名登録をお願いいたします。なお、過去に登録をしている場合はその内容が引き継がれておりますので、新たな登録は不要です。

敬具

記

1. 社名等英名の登録方法

以下の URL にアクセスしていただき、必要事項を入力し、確認後「この内容で登録する」という箇所をクリックしてください。

URL : <https://www.jcia.org/enad/>

2. 注意事項

- (1) 1 社につき登録できる英名はひとつとさせていただきます。証明書に記載する登記上の本社をご登録ください。
- (2) 一度登録した内容を後日変更される場合は、システム上修正が不可能なため、全てもう一度登録しなおしてください。

なお、登録しなおされた場合は、古い登録情報は破棄させていただきます。

- (3) 既存の登録内容の確認が必要な場合は、日本化粧品工業会事務局までお問い合わせください。

以上

<ご参考>

ASEAN 諸国とは、インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオスの 10 か国です。